

意見書案第18号

選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月8日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

## 選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書

平均初婚年齢が30歳前後の現代において、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増加する中、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益や混乱が生じる例は多く、その弊害を避けるため、婚姻を諦める人や事実婚を選択する人が一定数存在している。

夫婦が希望する場合はそれぞれ婚姻前の姓を名乗ることができる選択的夫婦別姓制度について、インターネットを活用して本年10月に実施された60歳未満の成人男女への民間調査結果によると、同制度の導入に理解を示したとする回答の割合は70.6%となっており、自分も他の夫婦も同姓であるべきと回答した14.4%を大きく上回っていることに加え、同年8月に国が実施した第5次男女共同参画基本計画の策定に向けた意見募集においては、同制度の導入を求める意見が多数寄せられる一方、反対意見はなかったことが公表されている。

また、地方議会からの国に対する同制度の導入や審議を求める意見書が近年増加しており、本年10月26日の臨時国会開会時点における衆議院での受理件数が直近5年間で101件にも上っていることから、夫婦別姓を選択する自由を求める声が全国的に広がっていることは明らかである。

よって、国におかれては、家族の在り方が多様化する昨今、婚姻前の姓を選択できないことが婚姻後の支障になっている現状を一刻も早く解消するため、選択的夫婦別姓制度を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

法務大臣

男女共同参画担当大臣